

# 四日市港管理組合公報

第909号

平成24年12月28日

金曜日

---

## 目次

---

### 条 例

○四日市港管理組合条例の一斉点検・見直しに伴う関係条例の整理に

関する条例

(経営企画課) 1

### 公 告

○平成24年度四日市港管理組合一般会計等補正予算の公表

(経営企画課) 5

---

## 条 例

---

四日市港管理組合条例の一斉点検・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例をここに  
公布します。

平成24年12月28日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

## 四日市港管理組合条例第3号

四日市港管理組合条例の一斉点検・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例  
(四日市港管理組合職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第32条第1項  
に規定する休日の特例を定める条例等の廃止)

第1条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 四日市港管理組合職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第32条第1項に規定する休日の特例を定める条例(平成元年四日市港管理組合条例第1号)
- (2) 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例(平成元年四日市港管理組合条例第3号)

(四日市港管理組合行政手続条例の一部改正)

第2条 四日市港管理組合行政手続条例(平成8年四日市港管理組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第38条」を「第46条」に改める。

第33条第3項第2号中「文書(前項の書面を含む。)」の次に「又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を加える。

第38条第1項中「四日市港管理組合公文書公開条例(平成3年四日市港管理組合条例第1号)」を「四日市港管理組合情報公開条例(平成14年四日市港管理組合条例第1号)」に改める。

(職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正)

第3条 職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和41年四日市港管理組合条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「免除されることができ」を「免除される」に改める。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第4条 職員の分限に関する条例(昭和48年四日市港管理組合条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「休職する場合」を「休職にする場合」に改める。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和41年四日市港管理組合条例第19号)の一部を次のように改正する。

第4条中「1日以上6ヶ月以下給料の10分の1以下」を「1日以上6月以下の期間、給料の月額10分の1以下に相当する額」に改める。

第5条第1項中「1日以上6ヶ月以下」を「1日以上6月以下」に改める。

(四日市港管理組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 四日市港管理組合職員の給与に関する条例(昭和41年四日市港管理組合条例第8号)の一部を次のように改正する。

第28条第5項中「休職されたときは」を「休職にされたときは」に改め、同条第6項中「法第28条第2項の規定により」を削る。

(四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例の一部改正)

第7条 四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例(昭和41年四日市港管理組合条例第10号)の一部を次のように改正する。

第14条中「任命権者が管理者に協議して」を「規則で」に改める。

(四日市港管理組合職員退職手当条例の一部改正)

第8条 四日市港管理組合職員退職手当条例(昭和41年四日市港管理組合条例第11号)の一部を次のように改正する。

第7条の3第2項中「職員以外の地方公務員」を「職員以外の地方公務員等」に改める。

第9条中「給与」を「給付」に改める。

(四日市港管理組合収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例の一部改正)

第9条 四日市港管理組合収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例(昭和52年四日市港管理組合条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

第5条中「並びに」を「及び」に改め、「第3条の規定による督促手数料及び」を削り、

同条を第4条とし、第6条を第5条とする。

附則第3項中「第4条」を「第3条」に改める。

附則第5項中「第4条」を「第3条」に、「閏年」を「うるう年」に改める。

(財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の一部改正)

第10条 財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例（昭和42年四日市港管理組合条例第38号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「(普通財産の無償貸付け又は減額貸付け等)」に改め、同条第2号中「貸付を受けた者が」を「貸付けを受けた者において」に、「困難と認めるとき」を「著しく困難であるとき」に改め、同条第3号中「前各号」を「前2号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、普通財産を貸付け以外の方法により使用させる場合について準用する。

第7条の見出しを「(物品の無償貸付け又は減額貸付け)」に改め、同条を第8条とする。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(行政財産の無償貸付け又は減額貸付け等)

第5条 前条第1項の規定は、行政財産を貸し付け、又はこれに地上権若しくは地役権を設定する場合について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による廃止前の四日市港管理組合職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第32条第1項に規定する休日の特例を定める条例の規定により休日とされた日については、同条例の規定は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後も、なおその効力を有する。

3 第1条の規定による廃止前の昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の規定により行われた職員の懲戒免除及び職員の賠

償責任に基づく債務の免除については、同条例の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

---

公 告

---

平成24年度四日市港管理組合一般会計等補正予算が平成24年12月27日成立しましたので、次のとおり公表します。

平成24年12月28日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

平成24年度四日市港管理組合一般会計補正予算（第1号）

平成24年度四日市港管理組合一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ18,217千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,912,147千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	分担金及び負担金	3,596,307	△61,286	3,535,021
	1 負担金	3,596,307	△61,286	3,535,021
5	繰入金	83,000	43,069	126,069
	1 基金繰入金	83,000	43,069	126,069
	歳 入 合 計	5,930,364	△18,217	5,912,147

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	20,099	532	20,631
	1 議会費	20,099	532	20,631
2	総務費	759,457	△4,936	754,521
	1 総務費	748,964	△4,892	744,072
	3 監査委員費	9,583	△44	9,539
3	港湾管理費	533,926	421	534,347
	1 港湾管理費	533,926	421	534,347
4	港湾建設費	1,824,142	227	1,824,369
	1 港湾建設費	1,824,142	227	1,824,369
5	公債費	2,791,740	△14,461	2,777,279
	1 公債費	2,791,740	△14,461	2,777,279
	歳 出 合 計	5,930,364	△18,217	5,912,147

## 第2表 債務負担行為補正

## 追 加

事 項	期 間	限 度 額
施設設備保全業務委託等に係る契約	平成24年度～平成27年度	千円 282,522
末広2号物揚場補修に係る契約	平成24年度～平成25年度	50,000

## 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
行政事務用機器 賃借に係る契約	平成25年度～ 平成28年度	千円 908	平成24年度～ 平成28年度	千円 11,588

平成24年度四日市港管理組合港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）

平成24年度四日市港管理組合港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,638千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,702,451千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 608,360	千円 △18,729	千円 589,631
	1 基金繰入金	608,360	△18,729	589,631
4 繰越金		20,000	23,367	43,367
	1 繰越金	20,000	23,367	43,367
歳入合計		2,697,813	4,638	2,702,451

## 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 管理費		千円 688,127	千円 5,804	千円 693,931
	1 施設管理総務費	351,561	6,647	358,208
	2 施設管理費	206,008	△843	205,165
	3 ひき船事業費	130,558	0	130,558
2 建設事業費		207,247	962	208,209
	1 建設事業費	207,247	962	208,209
3 公債費		1,802,439	△2,128	1,800,311
	1 公債費	1,802,439	△2,128	1,800,311
歳出合計		2,697,813	4,638	2,702,451

## 第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
行政事務用機器賃借に係る契約	平成24年度～平成27年度	千円 1,775
施設設備保全業務委託等に係る契約	平成24年度～平成27年度	137,416
霞ヶ浦北ふ頭土地造成事業に係る契約	平成24年度～平成25年度	20,000

購 読 料  
年間 3,120円  
(月額 260円)

平成24年12月28日発行  
四日市市霞2丁目1番地の1  
(電話 代表 059(366)7006)

四 日 市 港 管 理 組 合